

就学援助のお知らせ

長井市では、経済的理由で子ども達の就学が困難とならないよう、学校生活において必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

1 援 助 の 範 囲

	支 給 単 価			
	小 学 校		中 学 校	
学 用 品 費	1 年 生	12,990円	1 年 生	24,590円
	2 年 生 以 上	15,220円	2 年 生 以 上	26,820円
新 入 学 用 品 費 (該 当 学 年)	40,600円		47,400円	
修 学 旅 行 費 (該 当 学 年)	21,490円		57,590円	
体 育 実 技 用 具 費 (該 当 学 年)	26,020円		37,340円	
学 校 給 食 費	53,000円		62,000円	
オンライン学習通信費	12,000円		12,000円	

- ※1 新入学用品費は、入学年度の4月までに認定を受けた場合支給されます。
- ※2 修学旅行費、体育実技用具費、学校給食費は、上記金額を上限とし、実費額（実際にかかった額）が支給されます。
- ※3 オンライン学習通信費は、上記金額を上限とし、1人1台端末（タブレット）を使用した持ち帰り学習を行った月数×1,000円の額が支給されます。
- ※4 金額は令和5年度までの単価であり、今後変更となる場合があります。

2 支 給 方 法

7月、12月、2月の年3回に分けて支給されます。原則は指定の銀行口座への振り込みとなります。学校集金に未納がある場合は、未納金を差し引いて現金での支給となります。

3 申 請 方 法

保護者のかたが裏面に記載された認定基準のいずれかに該当する場合、申請書及び添付資料を、お子さんが通う学校へ1部提出してください。ただし、お子さんに兄弟姉妹がおり、小中学校両方に在籍している場合は、それぞれ作成し提出してください。

申請書は学校または教育委員会（長井市栄町1番1号、長井市役所2階）でお配りしています。

4 認定基準及び必要書類

認定基準	必要な添付資料
① 生活保護の停止または廃止の措置を受けた	生活保護の停止または廃止の決定通知書の写し
② 市町村民税が非課税となっている	※次の書類の内いずれか一つ（申請時に提出可能な最新のものの） 保護者（親権者）の ○市町村民税非課税証明書 ○市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し） ○市町村民税・県民税納税通知書兼税額変更（決定）通知書（写し）
③ 市町村民税が減免となっている	保護者（親権者）の ○市町村民税減免決定通知書
④ 個人事業税が減免となっている	保護者（親権者）の ○個人事業税減免決定通知書
⑤ 固定資産税が減免となっている	保護者（親権者）の ○固定資産税減免決定通知書
⑥ 国民年金の保険料が減免となっている	保護者（親権者）の ○国民年金保険料免除・給付猶予申請承認通知書（写し）
⑦ 国民健康保険の保険料が免除となっている	国民健康保険料減免通知書の写し
⑧ 児童扶養手当を受給している	保護者（親権者）の ○児童扶養手当証書の写し
⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	保護者（親権者）の ○生活福祉資金貸付決定通知書の写し
上記①～⑨に該当しない場合で、世帯の収入が、教育委員会で定める基準より少ない場合	家族全員の ○源泉徴収票の写しや年金額決定通知書の写し等、前年中の収入を証明する書類及び直近の給与証明書、家賃を証明する書類 別世帯となっている父または母がいる場合 ○養育費に関する調書

5 そ の 他

- ・申請は随時受け付けておりますが、申請月より前に支出された経費は対象になりません。
- ・収入状況を確認する書類等について別途提出をいただく場合があります。また、教育委員会職員が申請内容を確認するため保護者に連絡をしたり、市税務課の課税台帳や福祉事務所の児童扶養手当認定状況等の資料を閲覧する場合があります。
- ・調査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

〒993-8601 長井市栄町1番1号

長井市教育委員会学校教育課 電話：82-8024 または お子さんが在籍する学校